

第34回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

1 開催年月日及び場所

平成17年11月10日（木）午後1時から午後2時まで
宮城県行政庁舎4階 特別会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|---------|
| ・仙台入国管理局総務課長 | 渡 邊 昇 |
| ・横浜税関塩釜税関支署総務課長 | 松 野 史 利 |
| ・仙台検疫所次長 | 須納瀬 正 幸 |
| ・横浜植物防疫所塩釜支所長 | 岩 本 清 |
| ・東北経済産業局産業部産業振興課長補佐
（産業振興課長 佐 藤 寛 代理） | 森 屋 弘 |
| ・東北運輸局企画振興部物流振興・施設課長補佐
（物流振興・施設課長 鈴木 秀 春 代理） | 伊 藤 祐 二 |
| ・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 | 三 上 圭 一 |
| ・塩釜海上保安部警備救難課海務防災係長
（警備救難課長 吉 本 直 哉 代理） | 阿 部 富 二 |
| ・東北地方整備局企画部事業調整官 | 工 藤 栄 吉 |
| ・仙台市経済局産業政策部国際経済課長 | 遠 藤 和 夫 |
| ・石巻市建設部次長
（建設部長 阿 部 和 則 代理） | 津 田 幸 榮 |
| ・塩竈市産業部長 | 三 浦 一 泰 |
| ・女川町建設課長 | 阿 部 初 夫 |
| ・宮城県総務部次長 | 千 葉 三 郎 |
| ・宮城県環境生活部環境政策課技術主幹
（環境生活部次長（技術担当） 高 橋 伸 行 代理） | 阿 部 祐 二 |
| ・宮城県産業経済部産業経済総務課技術補佐
（産業経済部次長 今 野 純 一 代理） | 吉 田 守 |
| ・宮城県土木部次長 | 大 橋 章 |

3 議題

（1）報告

イ 宮城県の港湾取扱貨物量の動向について

ロ 第33回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

(2) 審議

議案第1号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾計画の軽易な変更について

4 審議経過の概要

(1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

（傍聴希望者1名，報道機関2名）

(2) 挨拶

宮城県土木部大橋次長から，今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から，幹事総数20名中出席17名，うち本人出席11名，代理出席6名で過半数の定足数に達しており，宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により，本幹事会が成立していることが報告された。

(4) 議長選出

宮城県地方港湾審議会運営規則第6条第3項の規定により，大橋幹事が議長となった。

(5) 議事録署名人の指名

仙台入国管理局総務課長の渡邊幹事と仙台市経済局産業政策部国際経済課長の遠藤幹事が指名された。

(6) 議事

イ 報告

(イ) 宮城県の港湾取扱貨物量の動向について

事務局から，宮城県内各港湾の貨物取扱状況が報告された。

（質疑なし）

(ロ) 第33回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

事務局から，第33回宮城県地方港湾審議会幹事会議案のその後の経過等が報告された。

（質疑なし）

ロ 審議

仙台塩釜港（塩釜港区）港湾計画の軽易な変更について

事務局から，議案第1号仙台塩釜港（塩釜港区）港湾計画の軽易な変更について，議案書，参考資料により説明された。

<議長 大橋幹事>

事務局から説明のありました議案第1号について、御意見、御質問等はございませんか。

<三浦幹事>

地元として、3つの点から要望します。

まず、1点目ですが、今回の計画変更箇所の整備は、本市におけるチリ地震津波以来の長年の課題となっています。ここ数年、県事業の具体的な進捗が見られ、防災上の観点から早期整備完了に対する市民の期待が極めて高くなっているところでは。

2点目ですが、この地域は古くから「千賀の浦」と呼ばれる古来の景勝地であり、京都市内に現在も「塩竈町」、「本塩竈町」という町名が残り、千百年前に、ここの風景を模した大邸宅が古都京都に営まれたという史実もある地域です。このため、景観形成についても、市民の関心が高く、議論が重ねられています。

3点目ですが、塩竈市では、この地域全体を港奥部と呼んでおり、近年、一体的な開発計画が具体化してきている状況です。

以上の観点から、今回の計画変更を含めた事業の早期完了が、塩竈市にとって重要な課題であると認識しています。本市としても、事業進捗に向けて、精一杯の努力をするつもりですので、幹事の皆様のご理解を賜りたいと考えます。

<議長 大橋幹事>

その他にございませんか。

<阿部幹事代理 塩釜海上保安部>

護岸構造についてですが、親水性が高い斜路のような構造になっています。

港湾計画をみると、対岸に浮棧橋が計画されており、狭い水路の出入口でもあります。緩傾斜護岸の高さが約2mとして、船舶が往来すれば、ある程度の波が立ちますから、水際近くに人が居る場合、波がかかる可能性もあります。

そうした際の事故防止対策を考えていただきたいと思います。

<議長 大橋幹事>

事業の実施段階で、いろいろ対応策を取ることになると思いますが、いかがでしょう。

<事務局>

実際の事業の実施段階においては、階段護岸を設けたり、必要に応じて手すりを設置するなど、利用者の安全に配慮しながら進めて行くことを考えております。

<議長 大橋幹事>

他に御意見，御質問等はございませんか。
(質疑なし)

<議長 大橋幹事>

それではお諮りいたします。議案第1号については，原案のとおり適当であるとして宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが，いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 大橋幹事>

御異議がないようですので，原案のとおり適当であるとして報告することといたします。

<議長 大橋幹事>

本日の報告事項，審議事項以外で御意見，御質問等なにかございませんか。
(発言なし)

<議長 大橋幹事>

特にないようですので，以上をもちまして本日の議事の一切を終了させていただきます。幹事の皆様におかれましては慎重な審議をいただきましてありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして，第34回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきます。ありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号について原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。